

紀の川市再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドライン

(目的)

1. このガイドラインは、資源エネルギー庁策定の「事業計画策定ガイドライン」に基づき策定するもので、市内における再生可能エネルギー発電設備の設置に関し、再生可能エネルギー発電設備を設置する者が、近隣住民の安全や周辺環境等に配慮するとともに、市及び近隣住民に対して事業計画の内容を施行前に明らかにすることについて必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

2. このガイドラインにおいて、次の事項に掲げる用語の定義は、次に定めるところによる。
 - (1) 「再生可能エネルギー発電設備」とは、次のア、イに掲げるものをいう。
 - ア 「太陽光発電設備」 太陽光を電気に変換するための設備(太陽光パネル等で土地に自立して設置するものであり、かつ、合計出力が50kW未満のもの。)及びその附属設備。ただし、太陽光発電設備のうち太陽光を電気に変換する設備の全部を建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号の建築物をいう。)に設置するものを除く。
 - イ 「その他の発電設備」 一般住宅等で自家消費を主な目的とした発電設備以外の設備及びその附属設備。
 - (2) 「出力」とは、発電設備の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか小さい方の値をいう。
 - (3) 「事業者」とは、発電設備を用いた発電事業を継続的に行う者をいう。
 - (4) 「近隣住民」とは、発電設備の設置が計画される区域の近隣の土地及び家屋の所有者又は住居者並びに事業区域に存する区・自治会及び発電事業に伴って生活環境等に一定の影響を受けると認められる者等をいう。

(対象地域)

3. このガイドラインの対象地域は、市内全域とする。ただし、本市域に属さない場合であっても、市に影響を及ぼすおそれがある場合は、本ガイドラインに沿った誠意のある対応を行うよう事業者を求めることができる。

(事前協議)

4. 事業者は、再生可能エネルギー発電事業を実施しようとするときは、事前に市長に申し出て、当該発電設備の設置等に関する計画(以下「事業計画」という。)について協議するものとする。

(法令に基づく手続等)

5. 事業者は、発電設備を設置、保守点検、維持管理、廃止及び撤去等について、その規模に関わらず次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 関係法令、条例及びその他ガイドライン等の規定に従い、市の関係部局及び関係行政機関と事前に相談、協議を行い、必要な手続等を行うものとする。
- (2) 事業者は、関係法令及び条例等がない又は適用されない場所においても、土砂災害や景観及び排水対策等に配慮するものとする。

(抑制区域)

6. 再生可能エネルギー発電設備の設置に際し、災害の防止、生活環境、景観及び自然環境の保全などについて特に配慮を要する区域があると判断される場合に、「抑制区域」として指定し、事業者に対し事業区域に含まないように求めることができる。

(抑制区域の指定)

7. 前6. に規定する抑制区域は、次のとおりとする。
 - (1) 地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条第1項の地すべり防止区域
 - (2) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の急傾斜地崩壊危険区域
 - (3) 砂防法(明治30年法律第29号)第2条の砂防指定地
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、各法令規則で定める区域

(発電施設に係る届出等)

8. 事業者は、次の発電設備に係る届出等について、次に掲げる事項を遵守するものとする。
 - (1) 前4. に基づく事前協議の申し出は、紀の川市再生可能エネルギー発電設備設置計画に関する事前協議届出書(様式第1号)を市長に提出することにより行うものとする。
 - (2) 事業者は、発電設備を設置しようとする場合は、その計画の概要が明らかとなった時点で、近隣住民に対する説明会等を実施し、事業内容を周知するものとする。この際、近隣住民から出された要望・意見等に対しては、書面を交付するなど誠意をもって対応するものとする。
 - (3) 事業者は、発電設備の工事に着手しようとするときは、原則工事を着工する日の30日前までに紀の川市再生可能エネルギー発電設備設置計画届出書(様式第2号)に計画区域の事業計画内容や位置図及び住民への周知方法や議事録等を添付し、市長に提出するものとする。
 - (4) 前号の届出を行った事業者は、届出対象発電設備の内容を変更し、又は事業を廃止しようとするときは、原則変更又は廃止する日の30日前までに紀の川市再生可能エネルギー発電設備計画変更・廃止届(様式第3号)を市長に提出するものとする。ただし、大規模な変更等が生じた場合は8(1)を準用するものとする。
 - (5) 発電設備を稼働しようとするときは、原則稼働する日の30日前までに紀の川市再生可能エネルギー発電設備稼働開始届(様式第4号)を市長に提出するものとする。
 - (6) 発電設備の廃止が完了したときは、速やかに紀の川市再生可能エネルギー発電設備廃止完了届(様式第5号)を市長に提出するものとする。

(設置に当たって遵守すべき事項)

9. 事業者は、発電設備を設置する際は、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。
- (1) 近隣住民の生活環境への影響について十分に配慮し、事業について理解を得られるよう努めるとともに、紛争、被害等が生じたときは自らの責任と負担において解決すること。
 - (2) 発電事業の施行に伴う災害防止に万全を期すとともに、被害が生じた場合は、自らの責任において速やかに解決すること。
 - (3) 既存の地形や樹木等を生かしながら、周囲の良好な景観に支障を与えないよう、周辺環境や景観との調和に配慮すること。
 - (4) 災害発生時等の緊急連絡に対応するため、事業者の名称及び連絡先を記した看板を設置すること。
 - (5) 事業区域内の除草等環境整備に努めるとともに、除草剤、殺虫剤その他の薬剤を使用する場合は、周辺環境に十分配慮すること。
 - (6) パワーコンディショナー等からの騒音・振動やパネルの反射光及び電波障害により周辺の生活環境に支障を生じさせないよう、必要な措置を講じること。
 - (7) 発電設備に起因して発生した苦情等に対しては、迅速かつ誠実な対応をとること。
 - (8) 発電設備の周囲に地域住民の生活の場がある場合、事業地からの建設残材の飛散や雑草の繁茂等による周辺環境への影響がないように管理すること。
 - (9) 周辺に地域住民の生活の場がある場合は、発電設備の安全や発電効率に影響がない事象であっても、周辺環境への影響を与えるおそれがある事象については、適切に対応すること。
 - (10) 設備を廃止する場合は、関係法令を遵守し速やかに設置者の責任により撤去等適正に処理すること。

(報告)

10. 市長はこのガイドラインに定めるもののほか、このガイドラインの施行に必要な限度において、事業者に対し、必要な事項について報告を求めることができるものとする。

附 則

- 1 このガイドラインは、令和3年4月1日から施行する。